

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第一項及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表の上欄に掲げる電気通信事業者がそれぞれ設置する同表の下欄に掲げる電気通信設備。

株式会社NTTドコモ	一 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備（ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものを除く。）
沖縄セルラー電話株式会社	二 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号の交換設備相互間に設置される伝送路設備
KDDI株式会社	三 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号
ソフトバンク株式会社	
Wireless City Planning株式会社	

（ゴシック体は必要的諮問事項）

<p style="text-align: center;">UQコミュニケーションズ株式会社</p>	<p>の伝送路設備</p> <p>四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機</p> <p>五 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局</p> <p>六 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第二号から前号までに掲げるものを除く。）</p>
<p style="text-align: center;">UQコミュニケーションズ株式会社</p>	<p>の伝送路設備</p> <p>一 施行規則第二十三条の九の二第三項第一号口の交換設備</p> <p>二 施行規則第二十三条の九の二第三項第二号イの伝送路設備</p> <p>三 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各号に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（前号に掲げるものを除く。）</p>

附 則

1 この告示は、令和元年十二月二十四日から施行する。

2 平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続

を確保すべき電気通信設備を指定する件）は廃止する。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで(第二種指定電気通信設備接続規則第十六条第一項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第十七の四の八まで)及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。)の算出の根拠に關する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

〔一・二 略〕

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に關し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第一項の表一の項口及び第二項並びに第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開發する機能に係るもの又は機能の開發に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む。)

〔四・五 略〕

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所(次項において「標準的接続箇所」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ自らの第二種指定電気通信設備における同表の下欄に掲げる箇所とする。

一 次項に掲げる場合以外の場合

イ 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。) における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所	ロ 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの)に限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符速度
---	--

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。)の算出の根拠に關する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

〔一・二 同上〕

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に關し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開發する機能に係るもの又は機能の開發に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む。))

〔四・五 同上〕

(第二種指定電気通信設備との接続箇所)

第二十三条の九の四 法第三十四条第三項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

- 一 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるものに限る。)
- 二 第二種指定端末系交換局に設置される第二種指定端末系交換設備(他事業者が設置する電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続するルータであつて、データ伝送役務の提供に用いられるもの)に限り、専ら無線設備規則第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五の無線設備のうち、拡散符速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。
- 三 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備(特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるもの)に限る。

<p>2 自らの電気通信設備を他の電気通信事業者（以下この項において「間接接続事業者」という。）の第二種指定電気通信設備と一体的に運用する場合において、自らの伝送路設備の一端と接続される特定移動端末設備と他事業者（間接接続事業者を除く。）が設置する電気通信設備との間の伝送交換の全てが、間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所を代えて当該箇所を標準的接続箇所とし、当該伝送交換の一部が間接接続事業者の標準的接続箇所により行われると総務大臣が認める場合は、前項の規定による箇所に加えて当該箇所を標準的接続箇所とする。</p> <p>（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）</p> <p>第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（第二種指定電気通信設備接続規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p> <p>四〇十一 略</p> <p>十二 第二種指定電気通信設備接続規則第十六条第一項の規定に基づき共同して総務大臣の承認を受けた二以上の電気通信事業者にあつては、当該承認に係る機能の概要及び接続料の支払方法並びに当該二以上の電気通信事業者の設置する第二種指定電気通信設備の間の責任の分界</p>	<p>度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのものを使用したデータ伝送役務の提供に用いられるルータを除く。）</p> <p>ハ 第二種指定中継系交換局に設置される第二種指定中継系交換設備（特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換のみに用いられるものに限る。）における、第二種指定中継系伝送路設備の反対側の箇所</p> <p>前項ロに掲げる箇所</p>
<p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業者報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p> <p>三の二〇九 同上</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項）</p> <p>第二十三条の九の五 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、他事業者による電気通信役務（当該第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。次号及び第三号の三において同じ。）の提供に用いられる、電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム（以下この条及び第二十五条の七において「役務利用管理システム」という。）若しくはSIMカード（電気通信事業者報告規則第十条に規定するSIMカードをいう。以下この条及び第二十五条の七において同じ。）の提供又は特定移動端末設備と当該第二種指定電気通信設備との接続に関する試験を行う場合における手続</p> <p>三の二〇九 同上</p> <p>〔新設〕</p>

十三・十四 [留]

第二十四条の四 [留]

2 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合(出席を求めざる者がない場合を除く。)を除き、一般公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日(休日数は算入しない。)以上の意見受付期間を設けなければならない。

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

[表略]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項へに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項二に掲げる機能をいう。

[2・3 略]

4 「接続料対象外費用」の欄には、「音声伝送役務に係る費用」のうち、自らが設置する第二種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送交換機能に係る費用でないものがある場合にあつては、当該費用が個別に分かるように記載すること。

5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

[表略]

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

[2～4 略]

5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

[表略]

注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

[2 略]

3 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

十一・十二 [留+]

第二十四条の四 [留+]

2 法第三十六条第二項の規定による公表をしようとする者は、前項ただし書の場合を除き、一般公表日の翌日から起算して、届出計画について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては三十日以上、既報告変更について他の電気通信事業者からの意見を受け付ける場合にあつては十日(休日数は算入しない。)以上の意見受付期間を設けなければならない。

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

[表同左]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。

[2・3 同左]

[新設]

[新設]

2 [同左]

[表同左]

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

[2～4 同左]

[新設]

2の2 [同左]

[表同左]

注1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。

[2 同左]

[新設]

2の3 データ送交換機能の S I Mカード枚数単位接続料の原価の算出

[表略]

注 1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項目に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。
[2～4 略]

5 第二種指定電気通信設備接続料規則第 16 条第 1 項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

[表略]

注 1 「音声送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項目に掲げる機能を、「データ送交換機能」は同項目に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同項へに掲げる機能を、「SMS 伝送機能」は同項目に掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項目に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第 2 項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。
[3 略]

4 第二種指定電気通信設備接続料規則第 16 条第 1 項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。

4 原価の合算

	(電気通信事業者の別)	(電気通信事業者の別)	計
	接続料原価	接続料原価	
営業費			
運用費			
施設保全費			
共通費			
管理費			
試験研究費			
研究費償却			
減価償却費			
固定資産除却費			
通信設備使用料			
租税公課			

2の3 [同左]

[表同左]

注 1 「接続料原価」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料の原価を記載すること。
[2～4 同左]

[新設]

3 [同左]

[表同左]

注 1 「音声送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる機能を、「データ送交換機能」は同項第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同項第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送機能」は同項第 4 号に掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の接続料原価に営業費を算入する場合には、同条第 2 項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。
[3 同左]

[新設]

[新設]

合計		
注 1	第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。	
2	第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能ごと(同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること。	
3	「接続料原価」の欄には、1(音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出)、2(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出)、2の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出)又は2の3(データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出)により算出された額を記載すること。	
4	「(電気通信事業者の別)」の欄は、必要に及び、適宜追加すること。	
様式第17の4の3(第23条の9の3関係)		
1	機能に係るレートベース	
【表略】		
注 1	第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。)。	
【2・3 略】		
4	第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、「当該機能に係る運転資本」の項を同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに分けて作成すること。	
【2～12 略】		
様式第17の4の7(第23条の9の3関係)		
【表略】		
注 1	「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。	
【2～5 略】		
6	第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、同項の承認を受けた第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者ごとに作成すること。	
様式第17の4の8(第23条の9の3関係)		
1	貸借対照表に計上された額の合算	

様式第17の4の3(第23条の9の3関係)		
1	【同左】	
【表同左】		
注 1	第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項各号に掲げる機能ごと(同項第2号に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項第2号に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同条第13条第2項により算定する場合を除く。)。	
【2・3 同左】		
【新設】		
【2～12 同左】		
様式第17の4の7(第23条の9の3関係)		
【表同左】		
注 1	「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項第1号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項第2号に掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項第3号に掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項第4号に掲げる機能をいう。	
【2～5 同左】		
【新設】		
【新設】		

項目	(電気通信事業者の 別)		(電気通信事業者の 別)		計
	貸借対 照表の 額	相殺消 去	貸借対 照表の 額	相殺消 去	
資産の部					
I 固定資産					
A 電気通信事業固定資産					
(1) 有形固定資産					
1 機械設備					
減価償却累計額					
2 空中線設備					
減価償却累計額					
3 通信衛星設備					
減価償却累計額					
4 端末設備					
減価償却累計額					
5 市内線路設備					
減価償却累計額					
6 市外線路設備					
減価償却累計額					
7 土木設備					
減価償却累計額					
8 海底線設備					
減価償却累計額					
9 建物					
減価償却累計額					
10 構築物					
減価償却累計額					
11 機械及び装置					
減価償却累計額					
12 車両及び船舶					
減価償却累計額					
13 工具、器具及び					

備品					
減価償却累計額					
14 休止設備					
減価償却累計額					
15 土地					
減価償却累計額					
16 リース資産					
減価償却累計額					
17 建設仮勘定					
減価償却累計額					
有形固定資産合計					
(2) 無形固定資産					
1 海底線使用权					
2 衛星利用権					
3 施設利用権					
4 ソフトウェア					
5 のれん					
6 特許権					
7 借地権					
8 リース資産					
9 その他の無形固定資産					
無形固定資産合計					
電気通信事業固定資産合計					
B (何) 業固定資産					
(1) 有形固定資産					
1					
減価償却累計額					
有形固定資産合計					
(2) 無形固定資産					
1					
無形固定資産合計					

(何) 業固定資産合計							
C 投資その他の資産							
1	投資有価証券						
2	親会社株式						
3	関係会社株式						
4	その他の関係会社投資						
5	出資金						
6	関係会社出資金						
7	長期貸付金						
8	社内長期貸付金						
9	関係会社長期貸付金						
10	長期前払費用						
11	繰延税金資産						
12	その他の投資及びその他の資産						
	(何) 貸倒引当金 (貸方)						
	投資その他の資産合計						
固定資産合計							
II 流動資産							
1	現金及び預金						
2	受取手形						
3	売掛金						
4	未収入金						
5	リース債権						
6	リース投資資産						
7	有価証券						
8	親会社株式						
9	貯蔵品						
10	前渡金						
11	前払費用						
12	繰延税金資産						

13	その他の流動資産					
	(何) 貸倒引当金 (貸方)					
	流動資産合計					
III	繰延資産					
1	創立費					
2	開業費					
3	株式交付費					
4	社債発行費等					
5	開発費					
	繰延資産合計					
	資産合計					
	負債の部					
I	固定負債					
1	社債					
2	長期借入金					
3	関係会社長期借入金					
4	リース債務					
5	繰延税金負債					
6	退職給付引当金					
7	(何) 引当金					
8	資産除去債務					
9	その他の固定負債					
	固定負債合計					
II	流動負債					
1	1年以内に期限到来の固定負債					
2	1年以内に期限到来の関係会社長期借入金					
3	支払手形					

4	買掛金					
5	短期借入金					
6	リース債務					
7	未払金					
8	未払費用					
9	未払法人税等					
10	繰延税金負債					
11	前受金					
12	預り金					
13	従業員預り金					
14	前受収益					
15	(何) 引当金					
16	資産除去債務					
17	その他の流動負債					
	流動負債合計					
	負債合計					
	純資産の部					
	1 株主資本					
	1 資本金					
	2 新株式申込証拠金					
	3 資本剰余金					
	(a) 資本準備金					
	(b) その他資本剰余金					
	資本剰余金合計					
	4 利益剰余金					
	(a) 利益準備金					
	(b) その他利益剰余金					
	(何) 積立金 (又は(何) 準					

	備金)					
	繰越利益剰余金					
	利益剰余金合計					
	5 自己株式(借方)					
	6 自己株式申込証拠金					
	株主資本合計					
II	評価・換算差額等					
	1 その他有価証券評価差額金					
	2 繰延ヘッジ損益					
	3 土地再評価差額金					
	評価・換算差額等合計					
III	新株予約権					
	純資産合計					
	負債・純資産合計					

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。

2 貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。

3 原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。

4 「(電気通信事業者の別)」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

2 営業外費用の合算

項目	(電気通信事業者の別)		(電気通信事業者の別)		計
	損益計算書の額	相殺消去	損益計算書の額	相殺消去	
営業外費用					
1 支払利息					
2 社債利息					

3	社債発行費等償却					
4	株式交付費償却					
5	創立費償却					
6	開業費償却					
7	開業費償却					
8	有価証券売却損					
9	有価証券評価損					
10	雑支出					
営業外費用合計						

注 1 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第 1 項の規定に基づき接続料を設定する場合に作成すること。

2 「（電気通信事業者の別）」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

様式第18（第24条関係）

【表略】

注 1 【略】

【2～14 略】

15 「利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合には、その条件について記載すること。

【16～24 略】

様式第18（第24条関係）

【表同左】

注 1 【同左】

【2～14 同左】

15 「利用条件の設定」については、当該機能に係る電気通信役務の利用に際して利用条件の設定が必要な場合、その条件について記載すること。

【16～24 同左】

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章 略」

第二章 法定機能の内容等（第四条）

第三章 原価及び利潤の算定（第五条―第十条）

第四章 接続料設定（第十一条―第十五条）

第五章 複数事業者による接続料設定（第十六条）

第六章 接続料の計算等（第十七条）

附則

（目的）

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能（以下「法定機能」という。）、法定機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に關する事項を定め、もつて法定機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。

（遵守義務）

第三条 事業者は、法定機能ごとの接続料に關してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第四条 法定機能は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

区分	機能の区分	内容
一 次項に掲げる場合以外	イ 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
	ロ データ伝送交換機能	第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定

目次

「第一章 同上」

第二章 機能（第四条）

第三章 原価及び利潤の算定（第五条―第十条）

第四章 接続料設定（第十一条―第十五条）

第五章 接続料の計算等（第十六条）

附則

（目的）

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に關し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）に關して、電気通信事業法（以下「法」という。）第三十四条第三項第一号ロの機能（以下「機能」という。）、機能ごとの適正な原価及び適正な利潤の算定方法並びに精算に關する事項を定め、もつて機能ごとの接続料が、適正かつ明確に定められ、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることを確保することを目的とする。

（遵守義務）

第三条 事業者は、機能ごとの接続料に關してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

第四条 法第三十四条第三項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の各号に掲げる機能の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 音声伝送交換機能 第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
- 二 データ伝送交換機能 第二種指定電気通信設備にその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下「他事業者」という。）が設置する当該電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は影像の伝送交換を行う機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）
- 三 番号ポータビリティ転送機能 番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
- 四 ショートメッセージ伝送交換機能 特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能

<p>二 事業者が音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合</p>	<p>前項口に掲げる機能</p>	<p>前項口に掲げる内容</p>	<p>機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）</p>
<p>二 ショートメッセージ伝送交換機能</p>	<p>前項口に掲げる機能</p>	<p>特定移動端末設備間において電気通信番号を使用して行われる文字の伝送交換を行う機能</p>	<p>番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能</p>
<p>二 事業者が音声伝送役務の提供に用いられる第二種指定端末系無線基地局を設置していない場合</p>	<p>前項口に掲げる機能</p>	<p>前項口に掲げる内容</p>	<p>機能（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の四又は第四十九条の六の五で定める条件に適合する無線設備であつて、拡散符号速度が一八メガチップのものを使用した符号又は影像の伝送交換を行うものを除く。）</p>

2 前項の表一の項口に掲げる機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

【一・二 略】

三 SIMカード（携帯電話、携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。））、三・九一四世代携帯電話アクセスサービス及びBWAアクセスサービスの電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）の提供に係る

2 前項第二号の機能は、接続料を算定するために次に掲げる部分に区分するものとする。

【一・二 同上】

三 SIMカード（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第十条に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）の提供に係るもの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

もの（事業者が現にSIMカードの提供を行っている場合に限る。）

（接続料の原価及び利潤）

第六条 接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうものとする。

〔3 略〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 略〕

（他人資本費用）

第八条 法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該法定機能に係るローン×他人資本比率×他人資本利率
2 法定機能に係るローンの額は、次に掲げる式により計算する。
当該法定機能に係るローン×対象設備等の正味固定資産面額÷線延資産÷投資その他の資産÷貯蔵品÷運転資本

〔3 略〕

4 第二項の線延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、貸借対照表に記載された線延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

対象設備等の第二種指定設備管理運営
運転資本＝営業（減価償却費、固定資産除却損×
法定機能の提供から当該法定機能に係る
接続料の収納までの平均的な日数
及び租税公課相当額を除く。）
三百六十五日

〔6～9 略〕

第九条 法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

（接続料の原価及び利潤）

第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいうものとする。

〔3 同上〕

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 同上〕

（他人資本費用）

第八条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該機能に係るローン×他人資本比率×他人資本利率
2 第四条第一項各号に掲げる機能に係るローンの額は、次に掲げる式により計算する。
当該機能に係るローン×対象設備等の正味固定資産面額÷線延資産÷投資その他の資産÷貯蔵品÷運転資本

〔3 同上〕

4 第二項の線延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額は、接続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表に記載された線延資産、投資その他の資産及び貯蔵品の額のうち、第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものを基礎として算定する。

5 第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。

対象設備等の第二種指定設備管理運営
運転資本＝営業（減価償却費、固定資産除却損×
第四条第一項各号に掲げる機能の提供か
ら当該機能に係る接続料の収納までの平
均的な日数
及び租税公課相当額を除く。）
三百六十五日

〔6～9 同上〕

第九条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該法定機能に係るルーティング×自己資本比率×自己資本利益率
〔254 略〕
(利益対応税)

第十条 法定機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{当該法定機能に係るルーティング} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

〔254 略〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔254 略〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

- 一 第四条第二項第一号に掲げる部分 回線容量
- 二 第四条第二項第二号に掲げる部分 回線数
- 三 第四条第二項第三号に掲げる部分 SIMカードの枚数

2 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。

〔一・二 略〕

3 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を前章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項ニに掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第五章 複数事業者による接続料設定

第十六条 二以上の事業者が法定機能の全部又は一部をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該二以上の事業者は、当該全部又は一部の法的機能に係る接続料を算

自己資本費用＝当該機能に係るルーティング×自己資本比率×自己資本利益率
〔254 同上〕
(利益対応税)

第十条 第四条第一項各号に掲げる機能に係る利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + \text{当該機能に係るルーティング} \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債比率} \times \text{利子相当率}) \times \text{利益対応税率}$$

〔254 同上〕

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

〔254 同上〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項第一号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 第四条第一項第二号に掲げる機能の接続料は、次の各号に掲げる部分に応じ、当該各号に定めるものを単位として設定するものとする。

- 一 第四条第二項第一号 回線容量
- 二 第四条第二項第二号 回線数
- 三 第四条第二項第三号 SIMカードの枚数

2 第四条第一項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤には、第三章の規定は適用しない。

〔一・二 同上〕

3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第三章又は前項の規定により算定した場合は、その次の算定においても同様の算定方法によるものとする。

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項第三号に掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項第四号に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

〔新設〕

定する一の事業者を明らかにして総務大臣の承認を共同して受けた上で当該接続料を設定し
なければならぬ。

2) 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる
規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句とする。

第五条	接続会計規則別表第三 整理された資産	自らの接続会計規則別表第三 整理された資産並びに第十六 条第一項の承認を共同して 受けた他の事業者（以下「共 同設定者」という。）の接続 会計規則別表第三の移動電気 通信役務収支表に整理された 費用及び接続会計規則別表第 二の役務別固定資産帰属明細 表に整理された資産
第六条第二項	貸借対照表 計上された	自らの貸借対照表 計上された額及び共同設定者 の貸借対照表に計上された額 を合算した額を基礎として算 定された額の
第七条第二項	接続会計規則別表第三 費用	自らの接続会計規則別表第三 費用及び共同設定者の同表の 移動電気通信役務収支表に記 載された費用
第八条第二項	当該法定機能に係るシートン 一又は対象設備等の正味固定 資産面額＋繰延資産＋投資そ の他の資産＋貯蔵品＋運転資 本	当該法定機能に係るシートン 一又は対象設備等の正味固定 資産面額＋繰延資産＋投資そ の他の資産＋貯蔵品＋自らの 運転資本＋共同設定者の運転 資本
第八条第三項	接続会計規則別表第二 帳簿価額	自らの接続会計規則別表第二 帳簿価額及び共同設定者の同 表の役務別固定資産帰属明細 表の帳簿価額
第八条第四項	第二種指定電気通信設備	自らの第二種指定電気通信設 備及び共同設定者の第二種指 定電気通信設備

<p>第八条第五項</p>	<p>運転資本の額</p>	<p>自らの運転資本の額及び共同設定者の運転資本の額</p>
<p>次に</p>	<p>対象設備等</p>	<p>それぞれ次に</p>
<p>第八条第八項</p>	<p>営業外費用</p>	<p>対象設備等（自らの運転資本の額の計算にあつては自らの設置する対象設備等をいい、共同設定者の運転資本の額の計算にあつては共同設定者の設置する対象設備等をいう。）</p>
<p>第十条第四項</p>	<p>法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計</p>	<p>営業外費用（自らの営業外費用と共同設定者の営業外費用を合算したものをいう。） 自らの法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計並びに共同設定者の法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計</p>
<p>第十三条第二項第二号</p>	<p>計算した運転資本</p>	<p>計算した自らの運転資本</p>
<p>3 第一項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者以外の事業者は、同項の全部又は一部の法定機能に係る接続料について、前二章の規定にかかわらず、当該一の事業者の設定した接続料と同額として設定するものとする。</p>	<p>運転資本＝前号の調達費用×（SIMカードの提供からこれに係る接続料の取納までの平均的な日数／三百六十五日）</p>	<p>自らの運転資本＝前号の調達費用×（自らのSIMカードの提供からこれに係る接続料の取納までの平均的な日数／三百六十五日）</p>
<p>2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは</p>	<p>第六章 接続料の計算等</p>	<p>第十七条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したとき（前条第一項の承認を受けた二以上の事業者にあつては、当該二以上の事業者のうち自ら以外の事業者が整理したときを含む。）に、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。</p>
<p>2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは</p>	<p>第五章 接続料の計算等</p>	<p>第十六条 事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。</p>

<p>、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定められた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。</p> <p>3 第四条第一項の表一の項口に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。</p>	<p>、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定められた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合には、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。</p> <p>3 第四条第一項第二号に掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合には、当該接続料について、前項の規定は適用しない。</p>
<p>備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第三条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(卸電気通信役務の提供に関する報告)</p> <p>第四条の五 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者であつて、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置するもの(第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を除く。)は、対象卸電気通信役務(当該伝送路設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス(無線設備規則第三条第十二号に規定する時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムのうち、同号に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式と他の接続方式を組み合わせた接続方式を用いることが可能なものを使用するものに限る。)の卸電気通信役務(通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供するものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)を電気通信事業者(当該伝送路設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人であるもの(その提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五万未満のものを除く。)又はその提供を受ける対象卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が五十万以上のものに限る。以下この条において「卸先電気通信事業者」という。)に対して提供する業務を行うときは、当該卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項について、様式第二十三の五により、当該事項に関する契約書その他の書面の写しを添えて、遅滞なく、書面等により総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定するSIMカードをいう。)の種類、機能、料金その他の提供条件</p> <p>「十三・十四 略」</p> <p>「二〇七 略」</p> <p>備考 表中「」の記載は注記である。</p>	<p>(卸電気通信役務の提供に関する報告)</p> <p>第四条の五 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 提供卸電気通信役務に係るSIMカード(第十条に規定するSIMカードをいう。)の種類、機能、料金その他の提供条件</p> <p>「十三・十四 同上」</p> <p>「二〇七 同上」</p>

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(用語)
 第二条 「略」
 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 「一〇十 略」
 「一〇十一 略」
 「一〇十二 略」
 「一〇十三 略」
 「一〇十四 略」
 「一〇十五 略」
 (法定機能の区分、内容及び対象設備等)
 第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。

機能の区分	内容	対象設備
七 通信路設定伝送機能 〔略〕	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。)	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び当該交換等設備に係る伝送路設備
八 信号伝送機能 〔略〕	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 〔略〕

(端末回線伝送機能等の接続料)
 第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルータリング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせるものとする。

(用語)
 第二条 「同上」
 2 「同上」
 「一〇十 同上」
 「一〇十一 セルリレー装置 ATMデータ伝送方式(非同期転送モードを用いてデータを伝送するための通信方式をいう。)によりセルを交換するための電気通信設備をいう。
 「一〇十二 同上」
 「一〇十三 同上」
 (法定機能の区分、内容及び対象設備等)
 第四条 「同上」

機能の区分	内容	対象設備
七 通信路設定伝送機能 〔同上〕	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能(第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。)	通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)及び当該交換等設備に係る伝送路設備
七の二 データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	セルリレー装置及び当該セルリレー装置に係る伝送路設備
八 信号伝送機能 〔同上〕	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 〔同上〕

(端末回線伝送機能等の接続料)
 第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(中継伝送専用機能、一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルータリング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせるものとする。

とがである。
備考 表中の「」の記載は注記である。
る」がである。

(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

附則 (接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四條の規定（同條の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。））、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）の四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に係る部分に限る。）の六の項（中継伝送専用機能、中継伝送専用交換機及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。））、三の項から三の三の項までの機能、五の項の関門系ルータ交換機能、五の二の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の項まで及び九の項から十四の項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

〔一・二 略〕

三 令和四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三條の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能（法第三十三條第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。）に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

〔2・3 略〕

第五条 〔略〕
2 前項において、特定比率は、五分の一、五分の二、五分の三、五分の四又は五分の五のいずれかの比率であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

〔一 略〕

二 全ての法第三十三條第五項機能（令和四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

〔三 略〕

第六条 新規則第三章から第五章までの規定（第六条、第七条、第八条（第一項及び第二項本文に限る。））、第九条（第一項及び第二項本文に限る。））、第十一条（第三項ただし書を除く。））、第十二条（第五項を除く。））、第十二條の二第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。））、第十四條（第二項ただし書を除く。））、第十五條（第三項を除く。））並びに第十六條から第十七條までの規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定並びに新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第一の二の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

附則 (接続料算定の特例)

第四条 次に掲げる場合における法第三十三條第四項第一号ロの総務省令で定める機能（以下この項において「法定機能」という。）については、新規則第四條の規定（同條の表二の項（加入者交換機能（同表備考二のイに掲げる機能を除く。））、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機専用トランクポート機能に係る部分に限る。）の四の項、五の項（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に係る部分に限る。）の六の項（中継伝送専用機能、中継伝送専用交換機及び中継交換機接続伝送専用機能に係る部分に限る。）及び八の項に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、法定機能は、同条に定める機能（同条の表一の項の機能、二の項の機能（端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイに掲げる機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能に限る。））、三の項から三の三の項までの機能、五の項の関門系ルータ交換機能、五の二の項の機能、六の項の機能（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。）並びに六の二の項から七の二の項まで及び九の項から十四の項までの機能に限る。）のほか、附則別表第一の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能とする。

〔一・二 同上〕

三 平成三十四年三月三十一日までの間において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三條の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この号において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の電気通信事業者が存在する場合において、当該他の電気通信事業者の設置する第一種指定電気通信設備の機能（法第三十三條第五項機能に限る。次条第二項第二号において「他地域設備機能」という。）に係る接続料の水準が第一号に規定する条件に該当する場合（前二号に掲げる場合を除く。）

〔2・3 同上〕

第五条 〔同上〕
2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 全ての法第三十三條第五項機能（平成三十四年三月三十一日までの間においては、前条第一項第三号に該当する場合における他地域設備機能を含む。）について同一であること。

〔三 同上〕

第六条 〔同上〕

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新規則第十七条第一項	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

附則別表第3の1 (附則第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

設備区分	算定方法
略	略
き線点遠隔収容装置	<p>[1～4 略]</p> <p>5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち、いずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 $= (\text{き線点遠隔収容装置ユニット数} \times \text{き線点遠隔収容装置ユニット単価} + \text{専用線収容装置ユニット数} \times \text{専用線ユニット単価}) \times \text{き線点遠隔収容装置回線数}$ $\div (\text{き線点遠隔収容装置回線数} + \text{専用線遠隔収容装置回線数})$ </p> <p>(2) 略</p>
略	略

附則別表第5の3 (附則第6条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
市内線路撤去費用対投資額比率	略	略
土木設備撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—

新規則第十七条第一項	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

附則別表第3の1 (附則第6条関係) 正味固定資産価額算定方法

設備区分	算定方法
同上	同上
同上	同上
同上	同上

附則別表第5の3 (附則第6条関係) 費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
市内線路撤去費用対投資額比率	同上	同上
土木設備撤去費用対投資額比率	0.002397	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.001239	—
建物撤去費用対投資額比率	0.002532	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002488	—

機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
管理共通費比率	0.1506	—
	【略】	【略】

機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006553	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0009559	—
試験研究費対直接費比率	0.02488	—
1回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
管理共通費比率	0.1506	—
	【同左】	【同左】

備考 表中の「」の記号は注記を参照。

附 則

この省令は、令和元年十二月二十四日から施行する。ただし、第一条中電気通信事業法施行規則第二十四条の四第二項及び様式第十八の改正規定並びに第四条並びに第五条の規定は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の五第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第七号（情報の開示に関する事項を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(開示される情報)

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

六 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。)第四条第一項の表に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するもの見込みの額に関する情報

〔七 略〕

八 接続料規則第四条第一項の表に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情報

備考 表中の「」の記載は注記である。

(開示される情報)

第二条 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。)第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であつて、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するもの見込みの額に関する情報

〔七 同上〕

八 接続料規則第四条第一項各号に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情報

○総務省告示第 号

第二種指定電気通信設備接続料規則（平成二十八年総務省令第三十一号）第八条第九項、第九条第四項及び第十六条第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百十号（接続料の算定に用いる値を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

第三条 「略」

〔2 略〕

3 規則第十六条第二項の規定により読み替えて準用する規則第八条第九項及び第九条第四項の規定を適用する場合における第一項及び前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表の下欄	事業者	規則第十六条第一項の承認を共同して受けた事業者
前項	貸借対照表に計上された	自らの貸借対照表に計上された額及び規則第十六条第二項の規定により読み替えて適用する規則第五条の共同設定者の貸借対照表に計上された額を合算した額を基礎として算定された額の

改正前

第三条 「同上」

〔2 同上〕

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
 [平成14年6月策定 令和元年5月最終改定]

(下線部分は改正部分。表中の[]の記載は注記である。)

改 正 後	改 正 前
<p>2 電気通信事業法に係る事項 (2) MVNOとMNOとの間の関係 1) 卸電気通信役務の提供による場合 [略] 第二種指定電気通信設備(事業法第34条第1項に基づき、<u>令和〇〇年総務省告示第〇〇号</u>⁶により総務大臣が指定した設備)を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。)は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項(特定の卸電気通信役務⁷について、当該MNOの特定関係法人⁸であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)⁹又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)⁹を総務大臣に届け出なければならない(これらを変更等するときも同様)¹⁰。</p> <p>また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)⁹又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない(これらを変更等するときも同様)(報告規則第4条の5)。</p> <p>[略] 2) 事業者間接続による場合 イ 二種指定事業者の接続に係る規律 (ア) 接続約款の届出等 二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る(これを変更するときも同様)義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで(二種接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第17の4の8まで)²⁵及び平成2</p>	<p>2 [同左] (2) [同左] 1) [同左] [同左] 第二種指定電気通信設備(事業法第34条第1項に基づき、<u>平成14年総務省告示第72号</u>⁶により総務大臣が指定した設備)を設置するMNO(以下「二種指定事業者」という。)は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第38条の2に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項(特定の卸電気通信役務⁷について、当該MNOの特定関係法人⁸であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)⁹又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOがいる場合には、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等を含む。)⁹を総務大臣に届け出なければならない(これらを変更等するときも同様)¹⁰。</p> <p>また、二種指定事業者の特定関係法人であるMNOは、当該MNOの特定関係法人であるMVNO(その提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が5万未満のものを除く。)⁹又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される端末の数が50万以上のMVNOに対して、特定の卸電気通信役務の提供の業務を行うこととなったときは、これらのMVNOごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない(これらを変更等するときも同様)(報告規則第4条の4)。</p> <p>[同左] 2) [同左] イ [同左] (ア) [同左] 二種指定事業者は、上述の事業法第32条に基づく一般的規律に加え、事業法第34条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第34条第2項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る(これを変更するときも同様)義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第23条の9の3に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第17の4の2から第17の4の7まで²⁵及び平成29年総務省告示第37号²⁶に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必</p>

9年総務省告示第37号²⁶に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

[略]

(イ) 標準的接続箇所

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4第1項に規定されている。

なお、同条第2項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第1項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

(ウ) アンバンドル機能等

ア) [略]

イ) アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項の表に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

①～④ [略]

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し³⁰、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある³¹。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合には、当面、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ) [略]

(エ) 接続を円滑に行うために必要な事項の提供

[略]

ア) 頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第23条の9の5第1項第6号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけでなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) [略]

要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

[同左]

(イ) [同左]

事業法第34条第3項第1号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第23条の9の4に規定されている。

[新設]

(ウ) [同左]

ア) [同左]

イ) [同左]

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第4条第1項各号に掲げる次の①から④までの機能が該当する。

①～④ [同左]

[新設]

ウ) [同左]

(エ) [同左]

[同左]

ア) [同左]

事業法施行規則第23条の9の5第1項第4号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけでなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ) [同左]

(オ) 接続料の算定

[略]

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項の表に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

[略]

ア) 原価算定の3ステップ・プロセス

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

[略]

イ)～キ) [略]

ク) 複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第16条第1項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される⁴⁰。

- ・ 接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
- ・ 共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した種類その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
- ・ 算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

また、算定事業者は、同条第2項により読み替えて適用する同令第3章及び第4章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

a 原価算定

(a) 算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「ア) 原価算定の3ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ3において「接続料対象

(オ) [同左]

[同左]

なお、二種接続料規則は、同令第4条第1項各号に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

[同左]

ア) [同左]

二種接続料規則第6条第1項では、「接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第7条第1項では、「第四条第一項各号に掲げる機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該機能の区分ごとに、当該機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

[同左]

イ～キ) [同左]

[新設]

外費用」として控除する。

(b) 算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

b 利潤算定

(a) 利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等、企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

a) 貸借対照表上の「資産」、「負債」及び「純資産」の全科目

b) 損益計算書上の「営業外費用」の全科目

(b) 「イ) 利潤に算定に用いる資本構成比」の適用については、「二種接続料規則第8条第6項の」とあるのは「二種接続料規則第16条第2項の規定に基づき読み替えて適用する同令第8条第6項の」とする。

(c) 法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。

ケ) 当年度精算

二種接続料規則第17条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

[脚注]

30 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定めることは、営業費用や正味固定資産価額の配賦、需要の配分等が行われると接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。

31 アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-DO方式を除いているように、二種接続料規則において明示することが原則である。

40 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。

ケ) [同左]

二種接続料規則第16条第2項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、当面、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当する。

[脚注]

[新設]

[新設]

[新設]